

令和2年4月22日

保護者の皆様

金沢市立中村町学校
校長 河村 真吾

緊急事態宣言発令に伴う児童生徒の受入れ対象家庭の縮小等について
(令和2年4月22日現在)

日頃より、本校の教育活動に対して、ご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。さて、今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国に発令され、石川県が「特定警戒県」に指定されたことに伴い、保育所等が受入れ対象家庭を限定したことにあわせ、金沢市教育委員会より児童生徒の受入れ・見守り活動について、下記の通り変更する旨の通知がありましたので、お知らせします。

すでに各ご家庭のご努力とご協力により、本校への受入れは最小限となっていますが、今一度受入れ対象の家庭となっているかご確認ください。また、対象となっていない場合でも、ご家庭の状況に応じて柔軟に受入れの対応をしますのでご相談ください。

今回の変更は、お子様、保護者の皆様、教職員の健康と命を守り、集団感染（クラスター）の発生や新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためのものです。

保護者の皆様には、大きなご負担をおかけすることとなりますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、今後の状況の変化等により、取扱いが変わる可能性があります。

記

- 1 さらなる感染拡大防止を図るため、受入れ対象のご家庭を限定し、その他のご家庭には学校での受入れ等への自粛をお願いします。

【お受入れできるご家庭】

(1) 保護者のいずれもが次の職種に該当し、共に仕事を休むことが困難な家庭

- ・医療従事者
- ・社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方

※対象業種は、石川県が定める『2 基本的に休止を要請しない施設』（別添参照）となりますので、よろしくをお願いいたします。

(2) ひとり親家庭など保護者が仕事を休むことが困難な家庭

※他の親族等にも依頼できない場合

【期 間】

令和2年5月1日（金）まで

- 2 今後、児童生徒及び教職員が罹患した場合や地域での感染が著しく拡大する場合には、児童生徒の受入れ等を中止する場合がありますので、ご了承ください。